

表1 平成15年度からの第1号被保険者(65歳以上)の保険料

段 階	1	2	3	4	5
対 象 者	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している人	世帯全員が市町村民税非課税	本人が市町村民税非課税(世帯は市町村民税課税)	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上
基 準	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料年額	19,626円	29,439円	39,252円	49,065円	58,878円

表2 特別徴収 平成15年度の納付額(保険料段階が平成14年度と変わらない場合の例)

段階	期別 仮徴収額 ※ (4・6・8月)	10月	12月	2月	合 計
第1段階	各月2,800円	3,826円	3,700円	3,700円	19,626円
第2段階	各月4,200円	5,639円	5,600円	5,600円	29,439円
第3段階	各月5,600円	7,652円	7,400円	7,400円	39,252円
第4段階	各月7,000円	9,465円	9,300円	9,300円	49,065円
第5段階	各月8,400円	11,278円	11,200円	11,200円	58,878円

10月からは、確定した15年度の保険料(年額)から仮徴収額を引いた額を、年金の受給回数3回で割った額となります。割り切れなかった100円未満の額は10月に合算されます。

※14年度中に段階が変わった人は、各月の金額が変更になる場合もあります

表3 普通徴収 平成15年度の納付額(保険料段階が平成14年度と変わらない場合の例)

段階	期別 暫定賦課額 ※ (5月~7月)	8月	9月~2月	合 計
第1段階	各月1,600円	2,226円	各月2,100円	19,626円
第2段階	各月2,500円	3,339円	各月3,100円	29,439円
第3段階	各月3,300円	4,752円	各月4,100円	39,252円
第4段階	各月4,200円	5,265円	各月5,200円	49,065円
第5段階	各月5,000円	6,678円	各月6,200円	58,878円

8月からは、確定した15年度の保険料(年額)から5月~7月までの合計額を差し引いた額を、7回で割った金額となります。割り切れなかった100円未満の金額は、8月に合算されます。

表4 保険給付制限の内容

1年以上滞納した場合	利用したサービスの費用をいったん全額事業者者に支払います。後日、市に申請し、保険給付分(費用の9割)の払い戻しを受けることになります。
1年6カ月以上滞納した場合	保険給付の払い戻しが一時的に一部、または全部差し止められます。なお保険料を納めない場合は、差し止めた保険給付の額から滞納している保険料の額が差し引かれます。
2年以上滞納した場合	納期限から2年が経過すると、時効となり保険料を納めることができなくなります。滞納している期間に応じて、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。従って自己負担が3割に増えます。また高額介護(居宅支援)サービス費が支給されなくなります。

問い合わせ

保険料については

税務課市民税係 ☎内250

保険料の減免、納付、

口座振替については

税務課収税管理係 ☎内241

⑤ 介護保険料の減免の対象者

- ①市町村民税非課税世帯であること
- ②世帯の年間収入が1人世帯で80万円、1人増すごとに40万円を加算した額以下であること
- ③他の親族の扶養を受けていないこと
- ④活用できる資産がないこと

減 免 割 合

申請を受けた後、審査をします。該当する場合は、個人等の状況により減免割合を決定します。

4月1日から介護保険料・サービス利用料(介護報酬)が変わりました

4月1日号では、第2期老人保健福祉計画・介護保険事業計画や、介護保険料の改定についてお知らせしました。今号では、改定した介護保険料の納付方法や、各種サービスの利用料などについてお知らせします。



六十五歳以上の人の保険料

六十五歳以上(第一号被保険者)の保険料の基準額(年額)は、三万九、二五二円に決まりました。(表1参照)
しかし保険料は、本人や世帯の市民税課税状況等により増減します。十五年度の課税状況が確定するまでは、十五年度に納付していただいた保険料から算定した額を、仮算定の額(暫定賦課)として納付します。十四年度の課税状況等が確定した後に、十五年度の保険料額(段階)が決まります。
その後、仮算定の額と新しい保険料の差額を、十五年度の残りの納期で徴収または精算します。

特別徴収 年金から保険料を天引きする人

次に該当する人は、年金から天引きにより納付します。(表2参照)
①老齢・退職年金(基礎年金)の受給が年額十八万円以上の人
②今まで納付書や口座振替で納めていた人で、次のいずれかに該当する人
・十四年四月二日から十五年四月一日までの間に六十五歳になった人で、老齢基礎年金を受給している人
・十四年四月一日から十五年三月三十一日までの間に白根市へ転入した人で、前住所でも年金から天引きにより納めていた人
・十四年四月一日から十五年三月三十一日までの間に、新たに年金の受給が始まった人
※十五年八月までは、納付書または口座

振替によって納め、十月の年金から天引きにより納めます。

普通徴収 納付書または口座振替で納める人

次に該当する人は、納付書又は口座振替によって納めます。(表3参照)
①老齢・退職年金(基礎年金)の受給額が、年額十八万円未満の人
②非課税年金(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金)のみの受給者
③年金の受給額が年額十八万円以上あり、次に該当する人
・十五年四月二日以降に六十五歳になった人
・十五年四月一日以降に白根市に転入した人
・十五年四月一日以降に年金の受給が始まった人

■介護保険料の納付は忘れずに

保険料の滞納があると、滞納している期間に応じて、介護保険サービスの利用時に、保険給付等の制限を受けることとなります。保険料は納め忘れのないようご注意ください。(表4参照)

■介護保険料の減免制度

市では十五年度から、低所得の人の保険料を減免するための制度を設けました。(表5参照)
年間の収入が一定額以下であり、活用できる資産が無いなど、一定の要件を満たす場合に、本来納めていただく保険料を減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要となりますので、該当する人は申し出てください。